

介護老人保健施設 三楽園 利用料一覧:基本型【1】

令和6年8月1日現在

介護度	居室		負担 限度額	介護保険一部負担額(単価)			介護保険外負担			介護保険 1割負担	介護保険 2割負担	介護保険 3割負担			
				施設 サービス費	夜勤職員配 置加算	サービス 提供体制強化 加算Ⅰ	居住費	特別な 室料	食費	合計 (1日)	合計 (30日間)	合計 (1日)	合計 (30日間)	合計 (1日)	合計 (30日間)
要介護1	個室	1 床室	第2段階	717	24	22	550	782	390	2,485	74,550				
			第3段階①				1,370		650	3,565	106,950				
			第3段階②				1,370		1,360	4,275	128,250				
			第4段階				1,728		1,680	4,953	148,590	5,716	171,480	6,479	194,370
	多床室	2 床室	第1段階	793			0	514	300	1,653	49,590				
			第2段階				430		390	2,173	65,190				
			第3段階①				430		650	2,433	72,990				
			第3段階②				430		1,360	3,143	94,290				
		第4段階	500				1,680	3,533	105,990	4,372	131,160	5,211	156,330		
		4 床室	第1段階				0	0	300	1,139	34,170				
			第2段階				430		390	1,659	49,770				
			第3段階①				430		650	1,919	57,570				
			第3段階②				430		1,360	2,629	78,870				
			第4段階				500		1,680	3,043	91,290	3,858	115,740	4,697	140,910
要介護2	個室	1 床室	第2段階	763	24	22	550	782	390	2,531	75,930				
			第3段階①				1,370		650	3,611	108,330				
			第3段階②				1,370		1,360	4,321	129,630				
			第4段階				1,728		1,680	4,999	149,970	5,808	174,240	6,617	198,510
	多床室	2 床室	第1段階	843			0	514	300	1,703	51,090				
			第2段階				430		390	2,223	66,690				
			第3段階①				430		650	2,483	74,490				
			第3段階②				430		1,360	3,193	95,790				
		第4段階	500				1,680	3,583	107,490	4,472	134,160	5,361	160,830		
		4 床室	第1段階				0	0	300	1,189	35,670				
			第2段階				430		390	1,709	51,270				
			第3段階①				430		650	1,969	59,070				
			第3段階②				430		1,360	2,679	80,370				
			第4段階				500		1,680	3,069	92,070	3,958	118,740	4,847	145,410
要介護3	個室	1 床室	第2段階	828	24	22	550	782	390	2,596	77,880				
			第3段階①				1,370		650	3,676	110,280				
			第3段階②				1,370		1,360	4,386	131,580				
			第4段階				1,728		1,680	5,064	151,920	5,938	178,140	6,812	204,360
	多床室	2 床室	第1段階	908			0	514	300	1,768	53,040				
			第2段階				430		390	2,288	68,640				
			第3段階①				430		650	2,548	76,440				
			第3段階②				430		1,360	3,258	97,740				
		第4段階	500				1,680	3,648	109,440	4,602	138,060	5,556	166,680		
		4 床室	第1段階				0	0	300	1,254	37,620				
			第2段階				430		390	1,774	53,220				
			第3段階①				430		650	2,034	61,020				
			第3段階②				430		1,360	2,744	82,320				
			第4段階				500		1,680	3,134	94,020	4,088	122,640	5,042	151,260
要介護4	個室	1 床室	第2段階	883	24	22	550	782	390	2,651	79,530				
			第3段階①				1,370		650	3,731	111,930				
			第3段階②				1,370		1,360	4,441	133,230				
			第4段階				1,728		1,680	5,119	153,570	6,048	181,440	6,977	209,310
	多床室	2 床室	第1段階	961			0	514	300	1,821	54,630				
			第2段階				430		390	2,341	70,230				
			第3段階①				430		650	2,601	78,030				
			第3段階②				430		1,360	3,311	99,330				
		第4段階	500				1,680	3,701	111,030	4,708	141,240	5,715	171,450		
		4 床室	第1段階				0	0	300	1,307	39,210				
			第2段階				430		390	1,827	54,810				
			第3段階①				430		650	2,087	62,610				
			第3段階②				430		1,360	2,797	83,910				
			第4段階				500		1,680	3,187	95,610	4,194	125,820	5,201	156,030
要介護5	個室	1 床室	第2段階	932	24	22	550	782	390	2,700	81,000				
			第3段階①				1,370		650	3,780	113,400				
			第3段階②				1,370		1,360	4,490	134,700				
			第4段階				1,728		1,680	5,168	155,040	6,146	184,380	7,124	213,720
	多床室	2 床室	第1段階	1,012			0	514	300	1,872	56,160				
			第2段階				430		390	2,392	71,760				
			第3段階①				430		650	2,652	79,560				
			第3段階②				430		1,360	3,362	100,860				
		第4段階	500				1,680	3,752	112,560	4,810	144,300	5,868	176,040		
		4 床室	第1段階				0	0	300	1,358	40,740				
			第2段階				430		390	1,878	56,340				
			第3段階①				430		650	2,138	64,140				
			第3段階②				430		1,360	2,848	85,440				
			第4段階				500		1,680	3,238	97,140	4,296	128,880	5,354	160,620

(単位:円)

介護老人保健施設 三楽園 利用料一覧【2】

利用料一覧【1】の他に、下記の該当する利用料が加算されます。

令和6年8月1日現在

介護保険一部負担 加算項目		介護保険 1割負担		介護保険 2割負担		介護保険 3割負担	
加算名	サービス内容	1日	30日間	1日	30日間	1日	30日間
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	医師または医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うと共にその評価結果等の情報を厚生労働省に提出し必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること	258	実施回数 × 258	516	実施回数 × 516	774	実施回数 × 774
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	入所後3ヶ月間、集中的なリハビリテーションを行った場合（1回につき）	200	実施回数 × 200	400	実施回数 × 400	600	実施回数 × 600
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	①理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が適切に配置されていること ②リハビリを行うに当たり入所者数が理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の数に対して適切であること。 ③入所者が退所する居宅または社会福祉施設等を訪問し把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画書を作成していること ・入所後3ヶ月間の認知症利用者へ集中的なリハビリテーションを行った場合（1週に3日限度。入所後3月以内に算定）	240	実施回数 × 240	480	実施回数 × 480	720	実施回数 × 720
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	・認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰの①・②に該当するもの	120	実施回数 × 120	240	実施回数 × 240	360	実施回数 × 360
認知症ケア加算	認知症専門棟の入所者に対してサービスを行った場合	76	2,280	152	4,560	228	6,840
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の利用者を受入れた場合	120	3,600	240	7,200	360	10,800
外泊時費用加算	外泊日の初日と帰園日を含まない日（月6日限度）	362	該当分加算	724	該当分加算	1,086	該当分加算
外泊時サービス利用費用	外泊中に在宅サービスを利用する場合	800	該当分加算	1,600	該当分加算	2,400	該当分加算
ターミナルケア加算（死亡日から遡って請求）	死亡日以前31～45日以下にターミナルケアが行なわれた場合	72	該当分加算	144	該当分加算	216	該当分加算
	死亡日以前4～30日以下にターミナルケアが行なわれた場合	160	該当分加算	320	該当分加算	480	該当分加算
	死亡日前2～3日にターミナルケアが行なわれた場合	910	該当分加算	1,820	該当分加算	2,730	該当分加算
	死亡日にターミナルケアが行われた場合	1,900		3,800		5,700	
初期加算Ⅰ	急性期医療を担う医療機関の一般病床入院後、30日以内に退院し入所された場合	60	900	120	3,600	180	5,400
初期加算Ⅱ	入所した日から起算した30日間	30	900	60	1,800	90	2,700
再入所時栄養連携加算	①厚生労働省が定める特別食が必要な者 ②栄養に関する指導またはカンファレンスに同席し医療機関の管理栄養士と連携して二次入所後の栄養ケア計画を作成（1回限度）		200		400		600
入所前後訪問指導加算Ⅰ	入所前に自宅等を訪問し退所後も含めた計画策定と診療方針の決定		450		900		1,350
入所前後訪問指導加算Ⅱ	入所前に自宅等を訪問し計画策定と診療方針を決定し、生活機能改善目標及び退所後も含めた支援計画を作成した場合		480		960		1,440
試行的退所時指導加算	退所予定者が試行的に退所する際に、退所後の療養上の指導を行った場合（試行的退所月より3月間内で、月1回限度）		400		800		1,200
退所時情報提供加算Ⅰ	居宅へ退所後の主治医に診療状況の文書を発行（1回限り）		500		1,000		1,500
退所時情報提供加算Ⅱ	医療機関へ退所後する入所者に対して、退所後の主治医に診療状況の文書を発行（1回限り）		250		500		750
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して当該者の栄養管理に関する情報を提供する。 （厚生労働省が定める特別食を必要とする入所者または低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対し1月につき1回限度）		70		140		210
入・退所前連携加算（Ⅰ）	①入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に居宅介護支援事業者と連携し退所後の居宅サービス等の利用方針を定めている。 ②入所期間が1月を超えて退所前に、指定居宅介護支援事業所に情報提供した場合		600		1,200		1,800
入・退所前連携加算（Ⅱ）	入所期間が1月を超えて退所前に、指定居宅介護支援事業所に情報提供した場合		400		800		1,200
訪問看護指示加算	退所後に訪問看護を利用する際、指示を出した場合		300		600		900

経口移行加算	経管栄養から経口摂取に移行するための栄養管理(180日間まで)	28	840	56	1,680	84	2,520
経口維持加算(Ⅰ)	著しい誤嚥が認められ特別な管理を行っている場合		400		800		1,200
経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算Ⅰ算定者の食事観察や会議へ歯科医師等が加わり特別な管理を行っている場合		100		200		300
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行い、入所者に係る口腔ケアについて介護職員に対し具体的な技術助言及び指導を行った場合		90		180		270
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容を厚労省に提出し、当該情報を口腔衛生の管理に必要な情報を活用している場合		110		220		330
療養食加算	治療のため食事が必要な場合(1日につき3回限度)	6	該当分加算	12	該当分加算	18	該当分加算
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	利用月過去6ヵ月における退所者数のうち在宅復帰者が3割以上おり、一定期間在宅で生活している場合など	51	1,530	102	3,060	153	4,590
協力医療機関連携加算(1)	*協力医療機関が①～③の要件を満たす場合 ①入所者の病状が急変した場合等において医師または看護師が相談対応を行う体制を常時確保している場合。 ②施設から診療の求めがあった場合、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者の病状が急変した場合等において入院が必要と認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。(令和7年度から50単位へ変更:1割負担の場合)		100		200		300
協力医療機関連携加算(2)	それ以外の場合		5		10		15
緊急時施設治療管理	緊急時やむを得ない事情により施設で治療を行った場合(月1回連続して3日限度)	518	該当分加算	1,036	該当分加算	1,554	該当分加算
特定治療	やむを得ない事情により行われた治療・医科点数表により算定		医科点数×10円		医科点数×10円×2		医科点数×10円×3
所定疾患施設療養費Ⅱ	感染症に関する研修を受けた医師により肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の憎悪の治療を実施した場合(連続して月10日限度)	480	該当分加算	960	該当分加算	1,440	該当分加算
認知症行動心理症状緊急対応加算	認知症の症状悪化により医師が在宅生活困難と判断し緊急入所した場合(連続して月7日限度)	200	該当分加算	400	該当分加算	600	該当分加算
認知症チームケア推進加算Ⅰ	①入所者総数のうち日常生活に対する注意を必要とする認知症の方の占める割合が1/2以上であること ②認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了しているもの又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了し者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対するチームを組んでいること ③対象者に対し個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行いその評価に基づく値を測定し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること ④認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直しを行っていること		150		300		450
認知症チームケア推進加算Ⅱ	Ⅰの①・③・④に掲げる基準に適合すること 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること		120		240		360
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	①第二種協定医療機関との間で新興感染症の対応を行う体制を確保していること ②協力医療機関等との間で一般的な感染症の発生時の対応を取り決めると共に発生時に連携し適切に対応していること ③医療機関等が行う定期的な院内感染対策に関する研修または訓練に年1回以上参加していること		10		20		30
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること		5		10		15

リハビリテーションマネジメント計画情報加算Ⅰ	①口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定していること ②入所者ごとに医師・管理栄養士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・歯科衛生士・看護職員・介護職員その他の職種の者がリハビリテーション計画の内容等の情報をその他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること ③共有した情報を踏まえリハビリテーション計画書の見直しを行い、見直した内容について関連職種に対し共有していること *リハビリテーションマネジメント計画情報加算Ⅱの要件を満たしていること	53	106	159
リハビリテーションマネジメント計画情報加算Ⅱ	①医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が共同しリハビリテーションの実施計画を入所者又は家族に説明し継続的にリハビリテーションの管理をしている場合 ②入所者ごとのリハビリテーション実施計画の情報を厚労省に提出しリハビリテーションの提供に当たり必要な情報を活用している場合(1月につき)	33	66	99
栄養マネジメント強化加算	①規程人数の栄養士を配置していること ②低栄養リスクの高い入所者に対し週3回以上の観察を行い、食事の調整を実施している場合 ③リスクの低い入所者の問題にも早期に対応している場合 ④入所者ごとの栄養状態等の情報を厚労省に提出し、栄養管理に必要な情報を活用している場合(1月につき)	11	22	33
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	①褥瘡の発生とリスクについて入所時に褥瘡の有無を確認すると共に褥瘡の発生と関連のあるリスクについて入所時に評価し、少なくとも3ヶ月に1回評価すること ②①の確認・評価の結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること ③褥瘡発生リスクのある方に褥瘡ケア計画書(3ヶ月に1回見直し)を作成し実施・記録している場合	3	6	9
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の算定要件を満たし、施設入所時の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について当該褥瘡が治癒したこと又は褥瘡発生リスクのある入所者について褥瘡の発生がない場合	13	26	39
排せつ支援加算(Ⅰ)	①排せつに介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて医師または医師と連携した看護師が評価すると共に少なくとも3か月に1回評価した結果を厚労省に提出し、排せつ支援に当たり情報を活用している場合 ②要介護状態の軽減が見込まれるものについて支援計画を作成し(3ヶ月に1回見直し)支援を継続して実施している場合	10	20	30
排せつ支援加算(Ⅱ)	①(Ⅰ)の算定要件を満たし、入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善すると共に悪化がない、または、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合 ②施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について尿道カテーテルが抜去された場合	15	30	45
排せつ支援加算(Ⅲ)	①(Ⅰ)の算定要件を満たし、入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善すると共に悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合 ②施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について尿道カテーテルが抜去された場合	20	40	60
自立支援促進加算	医師が入所時に自立支援に必要な医学的評価を行うとともに3月に1回評価の見直しを行い自立支援に係る支援計画等の策定に参加している場合。支援計画を策定し(3ヶ月に1回見直し)計画に従ったケアを実施している場合。医学的評価の結果等を厚労省に提出し必要な情報を活用している場合	300	600	900
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	入所者ごとのADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚労省に提出し(3月に1回)、サービスの提供に当たり必要な情報を活用している場合	40	80	120
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件に加えて疾病の状況や服薬情報を厚労省に提出している場合	60	120	180
安全管理体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時に1回限り)	20	40	60

介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善のため基準を満たした場合・介護保険一部負担額に対して算定（R6.5.31まで）	総単位数×3.9%	総単位数×2×3.9%	総単位数×3×3.9%
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等処遇改善のため基準を満たした場合・介護保険一部負担額に対して算定（R6.5.31まで）	総単位数×2.1%	総単位数×2×2.1%	総単位数×3×2.1%
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等処遇改善のため基準を満たした場合・介護保険一部負担額に対して算定（R6.5.31まで）	総単位数×0.8%	総単位数×2×0.8%	総単位数×3×0.8%
介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善のため基準を満たした場合・介護保険一部負担額に対して算定（R6.6.1～）	総単位数×7.5%	総単位数×2×7.5%	総単位数×3×7.5%

＊ 要介護度・負担割合・負担限度額の区分については、介護保険証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証の提出により（単位:円）確認いたします。

介護老人保健施設 三楽園 利用料一覧【3】

令和6年8月1日現在

介護保険外利用料		料金
理美容代	顔剃り	800
	カット	1,800
	カット・顔剃り	2,500
	シャンプー・カット・顔剃り	2,800
	カラー	4,300
	パーマ(カット込)	6,900
家電製品電気代(1台につき)		55

* 文書料

項 目	種 類	料金(税込)
入所(退所)証明書	当園規定用紙	1,100
入所(退所)証明書	生命保険会社規定用紙	5,500
各種生命保険診断書	生命保険会社規定用紙(初回)	5,500
各種生命保険診断書	生命保険会社規定用紙(2回目以降)	4,400
他施設入所申請用診断書	正式	4,400
他施設入所申請用診断書	略式	3,300
死亡診断書	役所提出用・生命保険会社提出用(初回)	5,500
死亡診断書	当園規定用紙	4,400
死亡診断書	生命保険会社提出用(2枚目以降)	4,400
成年後見申請診断書・鑑定書	裁判所規定用紙	22,000
各種診断書	当園規定用紙	1,100
各種診断書	当園規定用紙外	5,500
利用料領収書再発行	利用料1ヶ月分	220

(単位:円)

* 文書料は翌月発送予定の利用料請求書に含めて請求致します。

令和6年8月1日現在

実費負担		料金(税込)
ふれあいランチ・園内ふれあいランチ(三楽園レストラン)		1,000
その他実費分	当園売店での購入代金	実費金額
	医療機関受診時の一部負担額	実費金額
	希望により購入した代金等(栄養補助食品・新聞代等)	実費金額

* 日用品・クリーニングに関してはアメニティとの契約となります(別紙参照。別途料金が掛かります)

(単位:円)

介護老人保健施設 三楽園 <認知症専門棟> 利用料一覧:基本型【1】

令和6年8月1日現在

介護度	居室	負担 限度額	介護保険一部負担(単価)				介護保険外負担		介護保険 1割負担		介護保険 2割負担		介護保険 3割負担	
			施設 サービス 費	夜勤職員 配置加算	サービス 提供 体制 強化 加算 I	認知症 ケア加算	居住費	食費	合計 (1日)	合計 (30日間)	合計 (1日)	合計 (30日間)	合計 (1日)	合計 (30日間)
要介護 1	個室	第2段階	717	24	22	76	550	390	1,779	53,370				
		第3段階①					1,370	650	2,859	85,770				
		第3段階②					1,370	1,360	3,569	107,070				
		第4段階					1,728	1,680	4,247	127,410				
	多床室	第1段階	793				0	300	1,215	36,450				
		第2段階					430	390	1,735	52,050				
		第3段階①					430	650	1,995	59,850				
		第3段階②					430	1,360	2,705	81,150				
第4段階	500	1,680	3,095	92,850	4,010	120,300	4,925	147,750						
要介護 2	個室	第2段階	763	24	22	76	550	390	1,825	54,750				
		第3段階①					1,370	650	2,905	87,150				
		第3段階②					1,370	1,360	3,615	108,450				
		第4段階					1,728	1,680	4,293	128,790				
	多床室	第1段階	843				0	300	1,265	37,950				
		第2段階					430	390	1,785	53,550				
		第3段階①					430	650	2,045	61,350				
		第3段階②					430	1,360	2,755	82,650				
第4段階	500	1,680	3,145	94,350	4,110	123,300	5,075	152,250						
要介護 3	個室	第2段階	828	24	22	76	550	390	1,890	56,700				
		第3段階①					1,370	650	2,970	89,100				
		第3段階②					1,370	1,360	3,680	110,400				
		第4段階					1,728	1,680	4,358	130,740				
	多床室	第1段階	908				0	300	1,330	39,900				
		第2段階					430	390	1,850	55,500				
		第3段階①					430	650	2,110	63,300				
		第3段階②					430	1,360	2,820	84,600				
第4段階	500	1,680	3,210	96,300	4,240	127,200	5,270	158,100						
要介護 4	個室	第2段階	883	24	22	76	550	390	1,945	58,350				
		第3段階①					1,370	650	3,025	90,750				
		第3段階②					1,370	1,360	3,735	112,050				
		第4段階					1,728	1,680	4,413	132,390				
	多床室	第1段階	961				0	300	1,383	41,490				
		第2段階					430	390	1,903	57,090				
		第3段階①					430	650	2,163	64,890				
		第3段階②					430	1,360	2,873	86,190				
第4段階	500	1,680	3,263	97,890	4,346	130,380	5,429	162,870						
要介護 5	個室	第2段階	932	24	22	76	550	390	1,994	59,820				
		第3段階①					1,370	650	3,074	92,220				
		第3段階②					1,370	1,360	3,784	113,520				
		第4段階					1,728	1,680	4,462	133,860				
	多床室	第1段階	1,012				0	300	1,434	43,020				
		第2段階					430	390	1,954	58,620				
		第3段階①					430	650	2,214	66,420				
		第3段階②					430	1,360	2,924	87,720				
第4段階	500	1,680	3,314	99,420	4,448	133,440	5,582	167,460						

* 要介護度・介護サービス費負担割合・負担限度額の区分については、介護保険証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証の提出により確認いたします。

(単位:円)

介護老人保健施設 三楽園 利用料一覧【2】

令和6年8月1日現在

利用料一覧【1】の他に、下記の該当する利用料が加算されます。

介護保険一部負担 加算項目		介護保険 1割負担		介護保険 2割負担		介護保険 3割負担	
加算名	サービス内容	1日	30日間	1日	30日間	1日	30日間
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	医師または医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び1月に1回以上ADL等の評価を行うと共にその評価結果等の情報を厚生労働省に提出し必要に応じてリハビリテーション計画を見直していること	258	実施回数 × 258	516	実施回数 × 516	774	実施回数 × 774
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	入所後3ヶ月間、集中的なリハビリテーションを行った場合(1回につき)	200	実施回数 × 200	400	実施回数 × 400	600	実施回数 × 600
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	①理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が適切に配置されていること ②リハビリを行うに当たり入所者数が理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の数に対して適切であること。 ③入所者が退所する居宅または社会福祉施設等を訪問し把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画書を作成していること ・入所後3ヶ月間の認知症利用者へ集中的なリハビリテーションを行った場合(1週に3日限度。入所後3月以内に算定)	240	実施回数 × 240	480	実施回数 × 480	720	実施回数 × 720
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	・認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰの①・②に該当するもの	86	実施回数 × 120	172	実施回数 × 240	258	実施回数 × 360
若年性認知症入所者受入加算	若年性認知症の利用者を受入れた場合	120	3,600	240	7,200	360	10,800
外泊時費用加算	外泊日の初日と帰園日を含まない日(月6日限度)	362	該当分加算	724	該当分加算	1,086	該当分加算
外泊時サービス利用費用	外泊中に在宅サービスを利用する場合	800	該当分加算	1,600	該当分加算	2,400	該当分加算
ターミナルケア加算(死亡日から遡って請求)	死亡日以前31～45日以下にターミナルケアが行なわれた場合	72	該当分加算	144	該当分加算	216	該当分加算
	死亡日以前4～30日以下にターミナルケアが行なわれた場合	160	該当分加算	320	該当分加算	480	該当分加算
	死亡日前2～3日にターミナルケアが行なわれた場合	910	該当分加算	1,820	該当分加算	2,730	該当分加算
	死亡日にターミナルケアが行われた場合	1,900		3,800		5,700	
初期加算Ⅰ	急性期医療を担う医療機関の一般病床入院後、30日以内に退院し入所された場合	60	900	120	3,600	180	5,400
初期加算Ⅱ	入所した日から起算した30日間	30	900	60	1,800	90	2,700
再入所時栄養連携加算	①厚生労働省が定める特別食が必要な者 ②栄養に関する指導またはカンファレンスに同席し医療機関の管理栄養士と連携して二次入所後の栄養ケア計画を作成(1回限度)	200		400		600	
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	入所前に自宅等を訪問し退所後も含めた計画策定と診療方針の決定	450		900		1,350	
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	入所前に自宅等を訪問し計画策定と診療方針を決定し、生活機能改善目標及び退所後も含めた支援計画を作成した場合	480		960		1,440	
試行的退所時指導加算	退所予定者を試行的に退所させ施設から居宅サービス提供した場合(月6日限度)	400		800		1,200	
退所時情報提供加算Ⅰ	居宅へ退所後の主治医に診療状況の文書を発行(1回限り)	500		1,000		1,500	
退所時情報提供加算Ⅱ	医療機関へ退所後する入所者に対して、退所後の主治医に診療状況の文書を発行(1回限り)	250		500		750	
退所時栄養情報連携加算	管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して当該者の栄養管理に関する情報を提供する。 (厚生労働省が定める特別食を必要とする入所者または低栄養状態にあると医師が判断した入所者に対し1月につき1回限度)	70		140		210	
入・退所前連携加算(Ⅰ)	①入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に居宅介護支援事業者と連携し退所後の居宅サービス等の利用方針を定めている場合 ②入所期間が1月を超えて退所前に、指定居宅介護支援事業所に情報提供した場合	600		1,200		1,800	
入・退所前連携加算(Ⅱ)	入所期間が1月を超えて退所前に、指定居宅介護支援事業所に情報提供した場合	400		800		1,200	
訪問看護指示加算	退所後に訪問看護を利用する際、指示を出した場合	300		600		900	

経口移行加算	経管栄養から経口摂取に移行するための栄養管理(180日間まで)	28	840	56	1,680	84	2,520
経口維持加算(Ⅰ)	著しい誤嚥が認められ特別な管理を行っている場合		400		800		1,200
経口維持加算(Ⅱ)	経口維持加算Ⅰ算定者の食事観察や会議へ歯科医師等が加わり特別な管理を行っている場合		100		200		300
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、口腔ケアを月2回以上行い、入所者に係る口腔ケアについて介護職員に対し具体的な技術助言及び指導を行った場合		90		180		270
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容を厚労省に提出し、当該情報を口腔衛生の管理に必要な情報を活用している場合		110		220		330
療養食加算	治療のため食事が必要な場合(1日につき3回限度)	6	該当分加算	12	該当分加算	18	該当分加算
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	利用月過去6ヵ月における退所者数のうち在宅復帰者が3割以上おり、一定期間在宅で生活している場合など	51	1,530	102	3,060	153	4,590
協力医療機関連携加算(1)	*協力医療機関が①～③の要件を満たす場合 ①入所者の病状が急変した場合等において医師または看護師が相談対応を行う体制を常時確保している場合。 ②施設から診療の求めがあった場合、診療を行う体制を常時確保していること。 ③入所者の病状が急変した場合等において入院が必要と認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。(令和7年度から50単位へ変更:1割負担の場合)		100		200		300
協力医療機関連携加算(2)	それ以外の場合		5		10		15
緊急時施設治療管理	緊急時やむを得ない事情により施設で治療を行った場合(月1回連続して3日限度)	518	該当分加算	1,036	該当分加算	1,554	該当分加算
特定治療	やむを得ない事情により行われた治療・医科点数表により算定		医科点数×10円		医科点数×10円×2		医科点数×10円×3
所定疾患施設療養費Ⅱ	感染症に関する研修を受けた医師により肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の憎悪の治療を実施した場合(連続して月10日限度)	480	該当分加算	960	該当分加算	1,440	該当分加算
認知症行動心理症状緊急対応加算	認知症の症状悪化により医師が在宅生活困難と判断し緊急入所した場合(連続して月7日限度)	200	該当分加算	400	該当分加算	600	該当分加算
認知症チームケア推進加算Ⅰ	①入所者総数のうち日常生活に対する注意を必要とする認知症の方の占める割合が1/2以上であること ②認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了しているもの又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了し者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対するチームを組んでいること ③対象者に対し個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行いその評価に基づく値を測定し認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること ④認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直しを行っていること		150		300		450
認知症チームケア推進加算Ⅱ	Ⅰの①・③・④に掲げる基準に適合すること 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること		120		240		360
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	①第二種協定医療機関との間で新興感染症の対応を行う体制を確保していること ②協力医療機関等の中で一般的な感染症の発生時の対応を取り決めすると共に発生時に連携し適切に対応していること ③医療機関等が行う定期的な院内感染対策に関する研修または訓練に年1回以上参加していること		10		20		30
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること		5		10		15

リハビリテーション マネジメント計画情 報加算Ⅰ	①口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定していること ②入所者ごとに医師・管理栄養士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・歯科衛生士・看護職員・介護職員その他の職種の者がリハビリテーション計画の内容等の情報をその他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること ③共有した情報を踏まえリハビリテーション計画書の見直しを行い、見直した内容について関連職種に対し共有していること *リハビリテーションマネジメント計画情報加算Ⅱの要件を満たしていること	53	106	159
リハビリテーション マネジメント計画情 報加算Ⅱ	①医師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が共同しリハビリテーションの実施計画を入所者又は家族に説明し継続的にリハビリテーションの管理をしている場合 ②入所者ごとのリハビリテーション実施計画の情報を厚労省に提出しリハビリテーションの提供に当たり必要な情報を活用している場合(1月につき)	33	66	99
栄養マネジメント強 化加算	①規程人数の栄養士を配置していること ②低栄養リスクの高い入所者に対し週3回以上の観察を行い、食事の調整を実施している場合 ③リスクの低い入所者の問題にも早期に対応している場合 ④入所者ごとの栄養状態等の情報を厚労省に提出し、栄養管理に必要な情報を活用している場合(1月につき)	11	22	33
褥瘡マネジメント加 算(Ⅰ)	①褥瘡の発生とリスクについて入所時に褥瘡の有無を確認すると共に褥瘡の発生と関連のあるリスクについて入所時に評価し、少なくとも3ヶ月に1回評価すること ②①の確認・評価の結果を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること ③褥瘡発生リスクのある方に褥瘡ケア計画書(3ヶ月に1回見直し)を作成し実施・記録している場合	3	6	9
褥瘡マネジメント加 算(Ⅱ)	(Ⅰ)の算定要件を満たし、施設入所時の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について当該褥瘡が治癒したこと又は褥瘡発生リスクのある入所者について褥瘡の発生がない場合	13	26	39
排せつ支援加算 (Ⅰ)	①排せつに介護を要する入所者ごとに要介護状態の軽減の見込みについて医師または医師と連携した看護師が評価すると共に少なくとも3か月に1回評価した結果を厚労省に提出し、排せつ支援に当たり情報を活用している場合 ②要介護状態の軽減が見込まれるものについて支援計画を作成し(3ヶ月に1回見直し)支援を継続して実施している場合	10	20	30
排せつ支援加算 (Ⅱ)	①(Ⅰ)の算定要件を満たし、入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善すると共に悪化がない、または、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合 ②施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について尿道カテーテルが抜去された場合	15	30	45
排せつ支援加算 (Ⅲ)	①(Ⅰ)の算定要件を満たし、入所時と比較して排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善すると共に悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合 ②施設入所時に尿道カテーテルが留置されていた者について尿道カテーテルが抜去された場合	20	40	60
自立支援促進加算	医師が入所時に自立支援に必要な医学的評価を行うと共に3月に1回評価の見直しを行い自立支援に係る支援計画等の策定に参加している場合。支援計画を策定し(3ヶ月に1回見直し)計画に従ったケアを実施している場合。医学的評価の結果等を厚労省に提出し必要な情報を活用している場合	300	600	900
科学的介護推進体 制加算(Ⅰ)	入所者ごとのADL値・栄養状態・口腔機能・認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚労省に提出し(3月に1回)、サービスの提供に当たり必要な情報を活用している場合	40	80	120
科学的介護推進体 制加算(Ⅱ)	(Ⅰ)の要件に加えて疾病の状況や服薬情報を厚労省に提出している場合	60	120	180
安全管理体制加算	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入所時に1回限り)	20	40	60

介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善のため基準を満たした場合・介護保険一部負担額に対して算定(R6.5.31まで)	総単位数×3.9%	総単位数×2× 3.9%	総単位数×3× 3.9%
介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等処遇改善のため基準を満たした場合・介護保険一部負担額に対して算定(R6.5.31まで)	総単位数×2.1%	総単位数×2× 2.1%	総単位数×3× 2.1%
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等処遇改善のため基準を満たした場合・介護保険一部負担額に対して算定(R6.5.31まで)	総単位数×0.8%	総単位数×2× 0.8%	総単位数×3× 0.8%
介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善のため基準を満たした場合・介護保険一部負担額に対して算定(R6.6.1～)	総単位数×7.5%	総単位数×2× 7.5%	総単位数×3× 7.5%

(単位:円)

* 要介護度・負担割合・負担限度額の区分については、介護保険証・介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証の提出により確認いたします。

介護老人保健施設 三楽園 利用料一覧【3】

令和6年8月1日現在

介護保険外利用料		料金
理・美容代	顔剃り	800
	カット	1,800
	カット・顔剃り	2,500
	シャンプー・カット・顔剃り	2,800
	カラー	4,300
	パーマ(カット込)	6,900
家電製品電気代(1台につき)		55
健康管理料(予防接種料等)		実費金額

(単位:円)

* 文書料

項 目	種 類	料金(税込)
入所(退所)証明書	当園規定用紙	1,100
入所(退所)証明書	生命保険会社規定用紙	5,500
各種生命保険診断書	生命保険会社規定用紙(初回)	5,500
各種生命保険診断書	生命保険会社規定用紙(2回目以降)	4,400
他施設入所申請用診断書	正式	4,400
他施設入所申請用診断書	略式	3,300
死亡診断書	役所提出用・生命保険会社提出用(初回)	5,500
死亡診断書	当園規定用紙	4,400
死亡診断書	生命保険会社提出用(2枚目以降)	4,400
成年後見申請診断書・鑑定書	裁判所規定用紙	22,000
各種診断書	当園規定用紙	1,100
各種診断書	当園規定用紙外	5,500
利用料領収書再発行	利用料1ヶ月分	220

(単位:円)

* 文書料は翌月発送予定の利用料請求書に含めて請求致します。

令和6年8月1日現在

実費負担		料金(税込)
ふれあいランチ・園内ふれあいランチ(三楽園レストラン)		1,000
その他実費分	当園売店での購入代金	実費金額
	医療機関受診時の一部負担額	実費金額
	希望により購入した代金等(栄養補助食品・新聞代等)	実費金額

* 日用品・クリーニングに関してはアメニティとの契約となります(別紙参照。別途料金が掛かります)

(単位:円)

